

熊本市「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定建築物
の計画の認定手続に関する要綱

制定 平成26年11月26日建築指導課長決裁

改正 平成27年 5月18日建築指導課長決裁

改正 令和 2年10月30日建築指導課長決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づいて行う特定建築物の計画の認定等に関して、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(計画の認定申請)

第2条 法第17条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第3号様式による認定申請書の正本1通及び副本1通に、それぞれ省令第8条に掲げる図書のほか、様式第1号による建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト及び市長が必要と認めて指示する図書を添えて市長に提出するものとする。

(建築確認申請書等)

第2条の2 申請者は、法第17条第4項の規定に基づく申し出をする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請書を正本1通及び副本1通添付するものとする。

2 申請者は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、同条第7項の適合性判定通知書又はその写しを添付するものとする。

(計画の認定)

第3条 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準を全て満たしていると認めるときは、認定をするものとする。

(1) 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114条）に定める建築物移動等円滑化誘導基準に適合すること。

(2) 法第17条第2項第4号に規定する資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、認定申請書の副本に省令第4号様式による認定通知書（以下「認定通知書」という。）を添えて、申請者に交付するものとする。

(計画の変更)

第4条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）が、法第18条第1項の規定による計画の変更の認定を受けようとするときは、様式第2号による計画変更認定申請書の正本1通及び副本1通に、それぞれ当該変更の部分に係る変更前及び変更後の省令第8条の図書並びに変更前の認定通知書の写しを添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けて計画変更認定をしたときは、様式第3号による計画変更認定通知書を申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第5条 認定建築主等が、法第18条第1項及び省令第11条で規定する計画の軽微な変更をしたときは、様式第4号による軽微な変更届の正本1通及び副本1通に、それぞれ認定通知書（計画変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び計画変更認定通知書）を添えて市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第17条第1項又は第18条第1項の規定による申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、様式第5号による取下げ届を市長に届け出るものとする。

(認定の取りやめ)

第7条 法第17条第3項の規定による認定を受けた特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築等又は維持保全を取りやめようとする者は、様式第6号による取りやめ届に、認定通知書（計画変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び計画変更認定通知書）を添えて市長に届け出るものとする。

(工事完了報告)

第8条 認定建築主等は、計画の認定を受けた特定建築物の工事が完了したときは、速やかに様式第7号による工事完了報告書を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受理したときは、必要に応じて、認定特定建築物が認定を受けた計画に適合しているかどうかを検査するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年11月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の該当条文を示します。適合する項目に○を付けてください。

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第 2 条)	① 入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。）	—
	(1) 幅は 90 cm 以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 一以上の建物出入口	—
	(1) 幅は 120 cm 以上であるか	
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第 3 条)	① 幅は 180 cm 以上（区間 50 m 以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140 cm 以上）であるか	
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③ 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※ 1	
	④ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤ 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥ 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦ 休憩設備を適切に設けているか	
	⑧ 上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分（※ 2）については適用除外	
階段 (第 4 条)	① 幅は 140 cm 以上であるか（手すりの幅は 10 cm 以内まで不算入）	
	② けあげは 16 cm 以下であるか	
	③ 踏面は 30 cm 以上であるか	
	④ 両側に手すりを設けているか（踊場を除く。）	
	⑤ 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥ 段は識別しやすいものか	
	⑦ 段はつまずきにくいものか	
	⑧ 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※ 3	
	⑨ 主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第 5 条)	① 階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（2 以上の階にわたるときは第 7 条のエレベーターに限る。）を設けているか	
	② 記①は車いす使用者の利用上支障がない場合（※ 4）は適用除外	

※ 1 平成 18 年国土交通省告示第 1489 号で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合

※ 2 平成 18 年国土交通省告示第 1488 号で定める車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

※ 3 平成 18 年国土交通省告示第 1489 号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※ 4 平成 18 年国土交通省告示第 1488 号で定める車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者／主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	－
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者／主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	－
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	－
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	－
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	－
	※3	
	(1)③の全て又は⑤の全てを満たしているか	
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	

※1 平成18年国土交通省告示第1489号で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 平成18年国土交通省告示第1488号で定める車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

※3 平成18年国土交通省告示第1487号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
便所 (第9条)	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	①幅は 1 8 0 c m 以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は 1 4 0 c m 以上であるか (手すりの幅は 1 0 c m 以内までは不算入)	
	(2)けあげは 1 6 c m 以下であるか	
	(3)踏面は 3 0 c m 以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は 1 5 0 c m 以上 (段に併設する場合は 1 2 0 c m 以上) であるか	
	(2)勾配は 1 / 1 5 以下であるか	
	(3)高さ 7 5 c m 以内ごとに踏幅 1 5 0 c m 以上の踊場を設けているか (勾配 1 / 2 0 以下 の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか (高さ 1 6 c m 以下又は 1 / 2 0 以下の傾斜部分は免除)	
	(5)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (第 12 条)	⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口まで に限る	
	⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの (※ 1) は適用 除外	
浴室等 (第 13 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (原則 2 % 以上)	
	(1)幅は 3 5 0 c m 以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
	①車いす使用者用浴室等を設けているか (1 以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
標識 (第 14 条)	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は 8 0 c m 以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか (日本工業規格 Z 8 2 1 0 に適合しているか)	
案内設備 (第 15 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか (配 置を容易に視認できる場合は除く。)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法 (文字等の浮き彫り又は音によ る案内) により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③ 案内所を設けているか (①、②の代替措置)	

※ 1 平成 1 8 年国土交通省告示第 1 4 8 8 号で定める車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等
のみに通ずる敷地内の通路の部分

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準） ※ 1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第 16 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※ 1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	④ ・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※ 2	

※ 1 平成 18 年国土交通省告示第 1489 号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※ 2 平成 18 年国土交通省告示第 1497 号で定める以下の部分を除く。

- ・勾配が 1 / 20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ 16 c m 以下で勾配 1 / 12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

計画変更認定申請書

年 月 日

（申請先）

熊本市長 宛

認定建築主等 住所
氏名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、計画の変更について認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 変更前の認定年月日・番号	年 月 日 第 号	
2 特 定 建 築 物 の 位 置		
3 特 定 建 築 物 の 概 要	主要用途	
	階 数	
	建築面積	
	延べ面積	
	構造方法	
確 認 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号	
4 変 更 の 理 由		
5 変 更 の 内 容		

※ 受 付 欄	※ 変更認定年月日	年 月 日
	※ 認 定 番 号	第 号
	※ 備 考	

- （注意）
- 1 正本 1 部及び副本 1 部を提出してください。
 - 2 変更前の認定通知書の写しを添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

計画変更認定通知書

認定年月日 第 年 月 日 号

様

熊本市長



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記の計画の変更の認定をしましたので通知します。

- 1 申請 年 月 日 年 月 日
- 2 特定建築物の位置
- 3 特定建築物の概要
- (1) 主要用途
- (2) 延べ面積
- (3) その他の事項 建築物の名称：(仮称)
- 階数：地上 階、地下 階
- 4 変更前の認定年月日・番号 年 月 日 第 号

(注意)

- 1 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

軽微な変更届

年 月 日

（届出先）

熊本市長 宛

認定建築主等 住所
氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 11 条に規定する軽微な変更をしたので、認定（計画変更認定）通知書を添えて届け出ます。

1 認定（計画変更認定）年月日・番号	年 月 日 第 号		
2 建築物の位置			
3 変更事項		変更前	変更後
	事業の着手年月日		
	事業の完了年月日		
4 変更理由			
※ 受付欄			

（注意）

- 1 正本 1 部及び副本 1 部を提出してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。
- 3 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

（届出先）

熊本市長 宛

届出者 氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により 年 月 日 第 号で申請した認定（計画変更認定）申請書を取り下げたいので届け出ます。

1 認定建築主等	住 所	
	氏 名	電話 - -
2 代 理 人	住 所	
	氏 名	電話 - -
3 敷 地 の 地 名 地 番		熊本市 区
4 特 定 建 築 物 の 用 途		
5 取 下 げ の 理 由		
※ 受 付 処 理 欄		

（注意）

- 1 ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 2 届出者は、認定建築主等となります。
- 3 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

様式第 6 号（第 7 条関係）

取 り や め 届

年 月 日

（届出先）

熊本市長 宛

届出者 氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定により
年 月 日第 号で認定された認定特定建築物の建築等又は維持保全を取りやめ
たいので届け出ます。

1 認定建築主等	住所	
	氏名	電話 - -
2 敷地の地名地番		熊本市 区
3 認定（計画変更認定）年月日・番号		年 月 日 第 号
4 取りやめの理由		
5 備考		
※ 受付 処理 欄		

（注意）

- 1 ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 2 認定通知書を添付してください。
- 3 届出者は認定建築主等となります。
- 4 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

（報告先）

熊本市長 宛

認定建築主等 住所
氏名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

次の認定特定建築物の工事が完了しましたので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 53 条第 4 項の規定により報告します。

1	認定年月日・番号	年 月 日 第 号	
2	確認の特例の有無	有 ・ 無	
3	認定特定建築物の概要	確認年月日 番 号	年 月 日 第 号
4	建 築 物 の 位 置	熊本市	
5	工事完了年月日	年 月 日	
6	備 考		
※ 受付 処理 欄		※ 現地確認欄	
		現地確認	年 月 日
		確認結果	合 ・ 否
		指 摘 事 項	処 理
			是 正 報 告 日

- （注意）
- 1 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。
 - 2 ※印の欄は記入しないで下さい。